

堺市監査委員公表第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立歴史文化にぎわいプラザ

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 観光部 観光推進課

<指定管理者>

団体名 SAKAI 縁プロジェクト

代表団体 公益社団法人堺観光コンベンション協会

構成団体 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

南海ビルサービス株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年度の委託料 2億1,635万7,360円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市立歴史文化にぎわいプラザ

所在地 堺区宿院町西

設置年月 平成27年3月

設置目的 堺の歴史・文化資源の紹介を通じて、本市の魅力ある文化を
発信し、及び振興することにより、都市魅力の向上及びまち
のにぎわいの創出を図ることを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、木造、地上3階、地下1階
敷地面積 8,275.21 m² 延床面積 3,405.67 m²
施設内容 観光案内展示室、千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館、企画
展示室、講座室、立礼席、茶室広間、復元茶室、駐車場等

第6 事業状況

<利用状況> 令和4年度

来館者数	203,138人
有料来館者数	60,906人

<収支状況> 令和4年度

(単位：円)

	金額
収入	266,596,915
指定管理料	216,357,360
利用料金	41,679,598
その他収入	8,559,957
支出	266,891,465
人件費	99,727,171
光熱水費	16,514,134
委託料	19,115,060
設備維持費	61,955,313
事業費	18,037,969
一般管理費	29,937,000
その他	21,604,818
収支差額	△294,550

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書及び定期報告書に収支状況や利用料金の収入状況（利用者数、料金区分、減免等の状況）を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア キャッシュレス決済が導入された利用料金の収支の処理は、利用者が支払った金額と決済手数料をそれぞれ収入額、支出額として処理（総額処理）することが原則である。

しかし、事業報告書において、利用者が支払った金額と決済手数料の差額のみ収入処理（純額処理）した額を利用料金の収入額として報告をしているものがあった。

イ 事業報告書において、収支報告書では利用料金とその他の収入の合計額を5,023万9,555円と報告しているが、その内訳を示す別紙では、合計額は4,689万2,235円となっていた。

ウ 身体障害者や市内在住の 65 歳以上の方等を対象とする減免等の状況（件数・金額）を記載していないものがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を毎事業年度終了後 2 か月以内に市に提出するものとし、指定管理者が共同企業体であるときは、各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて市に提出しなければならないが、各構成団体の計算書類及び監査報告書を提出していなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 使用済として保管されている領収証綴りの中に、無効処理が行われていない未使用の領収証が 1 枚残っていた。

[事業報告書の収支状況について（意見）]

指定管理者は、事業計画書において、特定の収入や支出の予算額に一定割合を乗じて得た額を一般管理費として計上しているが、決算時にどのように一般管理費を計上するのかが示されていない。このような中、事業報告書では一般管理費の決算額を予算額と同額で計上している。

当該指定管理は、基本協定書において、指定管理料と利用料金収入の合計額が本業務を行うための経費を上回った場合には、上回った額のうち 5 割を市に還付金として支払うこととされている。このため、仮に特定の収

入や支出の決算額を用いて一般管理費を算定した場合、還付金が発生することとなっていた。

市としては、収支をどのように計上するかをあらかじめ明確にするよう指定管理者に求めることで、施設の管理運営における収支を適切に把握し、指定管理料の妥当性を検証されたい。